幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、3 歳児から 5 歳児クラスの児童の利用料が無償となりました(教育部門は満 3 歳から)。
※ 0 歳から 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童も対象です。

無償化の適用を受けるには、利用する施設やサービスの種類に応じた認定申請の手続きが必要です。必ず**無償化を希望する月の前月末まで**に、お手続きを完了してください。

利用施設	無償となる上限	必要なお手続き
幼稚園(新制度未移行)	28,000 円まで	学校教育課(TEL 096-248-2366(直通))までお問い合わせください。
幼稚園(新制度) 認定こども園(教育部門)	無償	こども未来課へ「認定申請(1号認定)」が必要です。
幼稚園(新制度) 認定こども園(教育部門) の預かり保育	日額 490 円×利用日数 (12,300 円まで) ※ 非課税世帯の 0～2 歳児は 17,700 円まで	こども未来課へ「認定申請(新2号認定)」が必要です。 ※ 非課税世帯の 0～2 歳児は新3号認定 ※ いずれも「保育の必要性」があることが条件です。
認可保育所 認定こども園(保育部門) 地域型保育事業所	無償	なし
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育 ファミリーサポート	40,300 円まで ※ 非課税世帯の 0～2 歳児は 45,700 円まで	こども未来課へ「認定申請(新2号認定)」が必要です。 ※ 非課税世帯の 0～2 歳児は新3号認定 ※ いずれも「保育の必要性」があることが条件です。
企業主導型保育事業	標準的な利用料を無償	企業主導型保育所にお問い合わせください。

※ 詳細の確認や申請書類のダウンロードは、合志市ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」をご確認ください。

待機児童支援助成事業補助金

この補助金は、認可保育施設の入所要件を満たし、入所申し込みを行なったけれども入所できず、月単位で認可外保育施設に入所している児童の保護者の経済的負担軽減のため、保育料の一部を補助するものです。

○ 対象となる人

以下の(1)～(6)の条件をすべて満たす方が対象となります。

(1) 市内に住所があり、実際に居住していること。

(2) 認可保育施設の入所申し込みを行い、「保留通知」を持っており、両親ともに就労中(就学・疾病等含む)であること(求職中は対象外)。

(3) 児童が０歳～２歳児で、認可外保育施設の月単位契約(1月当たり64時間以上かつ13日以上)をしていること。

(4) 認可保育施設の入所を、保護者の個人的な理由で辞退していないこと。

(5) 認可保育施設の申し込みにおいて、6箇所以上の施設を希望していること。

(6) 市税を滞納していないこと。

○ 対象施設

熊本県または熊本市に届出を行っている認可外保育施設が対象です(合志市外の施設も含まれます)。

※ 企業主導型保育事業所及び事業所内保育施設や英会話などを主目的とする施設は対象外です。

○ 対象月

認可保育施設の入所希望月からとなります。

○ 補助対象経費

保護者が負担した利用料(保育料月額と昼食代を合計した額)となります。

※ 年齢は入所年度の4月1日現在の満年齢です。

※ 延長料金は含みません。

○ 補助額

保護者が負担した対象経費から、認可保育施設に入所した場合の保育料月額相当を差し引いた額を補助します。ただし、上限は月額20,000円です。

例) 3歳未満児で補助対象経費を35,000円支払っており、合志市の保育料算定額が14,000円である場合

35,000円－14,000円＝21,000円＞20,000円

補助金の額は 月額20,000円 となります。

○ 申請期限

通 園 期 間	申 請 期 限
4月 ～ 7月	8月20日
8月 ～ 11月	12月20日
12月 ～ 3月	4月20日

※ 申請期限が土日の場合、翌月曜日までとなります。審査の上、年3回で支払います。

○ 申請方法

次の必要書類を期限までにこども未来課に提出してください。(郵送可)

(1) 合志市待機児童支援助成事業補助金交付申請書及び実績報告書(在籍証明書)

(2) 請求書

※ 申請書等はホームページからもダウンロードできます

見学のときのメモ

合志市では、保育施設の見学は強制ではありません。見学に行かなくてもお申し込みは可能ですが、お子様が毎日を過ごす場所ですので、実際の雰囲気を感じていただくことをお勧めしています。
無理のない範囲で、ぜひ一度お子様と一緒に見学してみてください。

見学のお申し込み方法
見学をご希望の場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

